



令和8年度 福島県外国人介護人材 受入施設等環境整備事業補助金

外国人介護人材を受け入れる介護施設等を応援します！



外国人介護人材を受け入れる施設・事業所等が実施する
次の取組に要した経費の一部を県が助成します。

補助対象となる取組

- 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組
- 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組
- 外国人介護職員の生活支援に必要な取組

※令和8年度より住居の確保を支援するための取組を補助対象に追加しました。



ふくしま応援！
『ペコ太郎』

補助対象 事業者	福島県内に所在する、介護保険法上の介護事業を行い、外国人 介護人材を受け入れる（予定を含む）施設・事業所 ※在留資格の種類にかかわらず対象となります
補助金額	補助率 2 / 3 補助上限額20万円（1施設あたり）
補助対象期間	令和8年4月1日から令和9年2月末日まで ※外国人介護職員の生活支援に必要な取組については令和8年12月末日 まで
対象経費	補助事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、 使用料及び賃借料、備品購入費、負担金（受講料に限る）
申請方法	一般社団法人福島県老人福祉施設協議会のホームページ （ https://f-roushikyo.or.jp/ ）をご確認ください。
その他	予算上限に達した場合、申請期間内であっても申請書の受付を 終了することがあります。

※福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金等との併給はできません。

補助金の制度等についてのお問い合わせ

福島県社会福祉課（福祉・介護人材担当）
福島市杉妻町2-16
TEL 024-521-7322 FAX 024-521-7917
メール shakaifukushi@pref.fukushima.lg.jp
ホームページ
[http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025a/
gaikokujinukeiresisetsuhojyokin.html](http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025a/gaikokujinukeiresisetsuhojyokin.html)

申請手続きについてのお問い合わせ

一般社団法人福島県老人福祉施設協議会
福島市渡利字七社宮111
TEL 024-572-3654 FAX 024-572-3664
メール fukurou@adagio.ocn.ne.jp
ホームページ
<https://f-roushikyo.or.jp/publics/index/90/>

取組の例

- ア 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組
- ・介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の購入、作成
 - ・多言語翻訳機の購入又はリースに必要な経費
 - ・外国人介護職員の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）
 - ・外国人介護職員受入れ施設等の職員が異文化理解を図るための教育・研修を受講又は実施するための取組
- イ 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組
- ・介護福祉士資格取得を目指すために必要な教材の購入
 - ・外国人介護職員を対象にした外部講習等への参加、日本語講師による教育
- ウ 外国人介護職員の生活支援に必要な取組
- ・孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケアのための取組
 - ・地域の日本人や外国人との交流を促進するための取組
 - ・住居の確保等を支援するための取組

Q&A

- Q 1 補助上限額が20 万円とあるが、1 法人あたり、1 施設あたりのどちらか。
- A 1 1 施設あたりとなります。
- なお、法人単位での申請になりますので、複数の施設で補助対象となる事業がある場合は、法人で取りまとめて申請することになります。
- Q 2 外国人介護職員の入国が遅れたことにより、今年度中に雇用できなかった場合でも、今年度中に実施した取組は補助対象となるか。
- A 2 外国人介護職員を円滑に受け入れるための準備にかかる取組を実施した場合は、補助対象となります。
- Q 3 外国人介護職員を含む職員間の親睦を深めるため、飲食を伴う交流会を行った場合は対象となるか。
- A 3 交流会の開催に要する経費の大部分を飲食費が占める場合は対象外です。新年会、暑気払い等のいわゆる飲み会は対象となりません。地域との交流会等についても同様です。食費として補助対象経費と認められているものは、講師及び参加者に対する茶菓子代（土産を除く）のみとなります。
- Q 4 自転車や家電（電子レンジ・洗濯機等）の購入、光熱水道費は補助対象となるか。
- A 4 外国人介護職員の生活に必要な物品の購入や光熱水道費等の継続的に発生する経費は補助対象となりません。
- Q 5 補助対象経費に給料が含まれているが、外国人介護職員の人件費も対象になるのか。
- A 5 補助対象となりません。補助対象となる給料は、外国人介護職員の生活面のサポート（メンタルヘルスケア等）を行う職員に対し、通常支払われる給料とは別に支払った分の人件費等に限ります。